

## 新規請願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第9号	受理年月日	令和6年11月29日
<p>宮崎県に対し、精神障がい者を県の重度障がい者医療費助成制度の対象とすることを求める請願書</p> <p>(請願の趣旨)</p> <p>精神障がい者が安心して、精神科以外の医療機関にかかることができるよう、県の重度障がい者医療費助成制度の対象を、精神障害者保健福祉手帳1級はもちろん、2級、3級を所持する精神障がい者まで、早急に拡充していただくようお願いします。</p> <p>(請願の理由)</p> <p>近年、「精神的」な病気は、特別な人がかかるものではなく、誰でもかかる可能性のある病気です。精神疾患の患者数は約420万人で、国民の重要5大疾病中1位となっています。</p> <p>精神疾患の程度や症状は様々で、回復にとても時間がかかります。その中には、「未就労」の方が多く、他の身体障がい者等と比べて雇用率、定着率ともに、とても低く、低い収入にもかかわらず、精神障がい者に対する自立支援医療の助成は精神科への通院のみであり、精神科以外への通院は3割負担となっています。生活原資は、わずかな障がい年金のみの場合が大半であり、医療費の3割負担が重くのしかかり、受診もままらないのが現状です。</p> <p>障がい者に対する医療費助成については、市町村が実施主体ですが、県は市町村に対し、県の定める対象者と助成金額の基準に基づき補助を行っていることから、都道府県の基準により障がい者への医療費助成を行っています。</p> <p>現在、宮崎県では、県の基準によれば、身体・知的障がい者は重度障がい者医療費助成制度の対象であり、全診療科目において、1月あたりの自己負担額は、外来の場合1医療機関につき500円、入院の場合は1,000円となっております。</p> <p>また、全国では、多くの都道府県で精神障がい者手帳2級所持者まで自己負担はなく、無料としている市町村も増えています。</p> <p>精神障がい者（特に精神障がい者手帳2級、3級保持者）が重度障がい者医療費助成制度の対象となり、医療費助成を受けられるようになれば、日常の病状が改善され、就労が可能になると考えられ</p>			

	<p>ることから、現在の人手不足が少しでも解消されるとともに、雇用する側も税制を含め、メリットが多く、プラスになると思われます。</p> <p>障害者基本法によれば、身体障がい、知的障がい、精神障がいの3つの障がいは、すべて同等として扱われるべきですが、精神障がい者の置かれている現状を踏まえ、精神障がい者の命や健康を守るため、一刻も早く、精神障がい者が県の重度障がい者医療費助成制度の対象となるよう、制度を拡充していただきますよう要望いたします。</p>
紹介議員	重松 幸次郎 下沖 篤史